

知ってたらちょっと得かも 公的保険 公的年金

社会保険労務士 坂下 留美

年金を安心して受け取るために5

年金は年をとって働けなくなった時に受け取る「老齢年金」だけではなく、障害・遺族といった年金があります。もちろん、大方の人は老齢年金を受け取るまで受給には縁がなく、「保険料を支払うばかりだ!!」といった負担に一言申したくなっちゃうわけですが、やっぱりそれが一番運のよい状況なんですね。

障害・遺族を用件にして年金を受給するのは、とても切ないこと。実際にお話を聞いていると涙がでそうになることもあります。精神疾病を患った娘のために、年金請求書を取りにこられる年老いた父親、赤ちゃんを抱っこして遺族年金の説明を受ける若いママ。

「つらい状況で収入のない人たちに金銭的な支えを。」というのが障害年金・遺族年金です。

遺族年金について

今回は転ばぬ先の杖。万が一に備え「知っていたら安心かなー。」といった感じで遺族年金の仕組みをお話します。

まず、遺族年金には2種類あります。

- ・ 遺族基礎年金
- ・ 遺族厚生年金

この2つの年金はもらえる人の条件がかなり違います。両方もらえる人は多くありません。

遺族基礎年金はどんな人がもらえるのか？絶対的条件は死亡した人の「子供のある妻」または「子供」です。つまり夫は駄目。この時代に、と思われる人も多いと思います。遺族基礎年金は「働くのはお父さん、子育てするのはお母さん。」そんな一家を想定しています。国民年金の第3号被保険者（安心して年金を受け取るために3を参照）は妻が夫を扶養することも想定されているのに。

この年金は子供を育てることを目的にしているので、高校卒業をむかえるまでの子供（18歳の3月31までのことですね）を育てている妻か子供本人が受け取ります。

ケース1 夫が死亡。妻とその間にできた13歳の子供が残された。

↓

特に問題ないですね。子供は18歳になってないし、2人の子供だし。この場合、子供の人数によって受け取る金額が決まります。

ケース2 夫が死亡。妻と13歳の妻の連れ子が残された。

↓

この場合、死亡した夫と子供が養子縁組をしていたかどうかが大問題です。実際には一緒に暮らしていて、「お父さん」と呼んでいたとしても養子縁組をしていないと「子供」と認められないんです。養子縁組をしていれば、実子でなくても遺族基礎年金を受け取ることができます。

養子縁組をしていないと子供と認められないから、妻自身も「子のある妻」でなくなり、妻も子供も遺族基礎年金を受け取ることができません。この部分はかなりシビアです。紙切れ一枚のことですが、やはり大切だと思います。

今回も読んでくださってありがとうございました。考えさせられることもあったのでは?? 次回も遺族年金についてお話をしますね。よろしくお願いします。